

# 射水市農業農村整備環境検討委員会 次第

日 時 : 令和8年1月9日(金) 10時30分～  
場 所 : 射水市役所大島分庁舎 3階 大会議室

## 1.開 会

## 2.開会のあいさつ

## 3.委員紹介

## 4.委員長選出

## 5.事業地区の概要説明

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業／荒町地区
- ・農業競争力強化整備事業／作道地区
- ・基盤整備促進事業（水利施設整備事業）／作道東部地区
- ・農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）／射水第3期地区

## 6.閉 会

## 射水市農業農村整備環境検討委員会委員名簿

任期：令和7年9月1日から令和9年8月31日（2年間）

区 分	所 属	氏 名	備 考
地域計画専門家	富山県立大学 工学部 環境・社会基盤工学科 教授	星川 圭介	
生物専門家	旧小杉町教育委員長	稲田 哲夫	
市民代表	射水市地域振興会連合会 副会長	坂井 芳則	
農業関係	射水市農業委員会長	堀 正	
農業関係	射水平野土地改良区業務課長	末永 正尚	
農業関係	大門町土地改良区理事長	齊藤 高志	
農業関係	金山土地改良区理事長	御後 庄司	
農業関係	黒河土地改良区理事長	土合 正夫	
富山県	高岡農林振興センター 農業普及課長	柳瀬 美智代	
富山県	高岡農林振興センター 指導課長	池田 勉	
射水市	産業経済部長	塩谷 明永	

11名

## 環境検討概要地区調書

事業名	農地中間管理機構関連 農地整備事業	地区名 (所在地)	荒町地区 射水市荒町ほか地内
工期	着工 令和 7年度 完成 令和14年度	事業費	660百万円
主な 事業内容	<p>荒町地区は射水市の南部に位置し、東側に一級河川和田川が流れ、平地農業地域に展開する農地である。本地区の営農は水稻を基幹作物とした経営を展開している。昭和46年～50年にかけて団体営ほ場整備事業により10～30a区画に整備されたが、用排水路の老朽化や農道の幅員不足により、営農に苦慮している。</p> <p>このため、本事業により農地の大区画化や用排水路の整備、農道拡幅を行うことで、生産性の高い優良農地を確保するとともに、暗渠排水による汎用化整備を行い、高収益作物の作付を拡大し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>(受益面積 A=16.1ha)</p> <p>整地工 A=16.1ha 道路工 L=0.24km 用水路工 L=1.73km 排水路工 L=1.85km 暗渠排水工 A=9.3ha</p>		
環境マスタープラン の位置付け	射水市田園環境整備マスタープランにおいては、本地区の施工箇所は環境配慮区域に位置付けられており、工事の実施に当たっては、多様な生物の生息環境の維持を図るため、その影響の緩和を図るなど環境に配慮することとされている。		
環境配慮の 実施方法	環境創造区域	環境配慮区域	
	—	① 極力、施工範囲を小さくするとともに、周囲における現存の動植物に配慮する。 ② 施工機械は排出ガス対策型、低騒音対策タイプを使用し、周辺環境への影響が軽減されるよう努める。	
配慮のための 施設	—	③ 計画水路の一部に、環境配慮ブロックを設置し、生物の生息場所を確保する。	
環境配慮の 5原則	—	最小化…上記①、③ 影響の軽減／除去…上記②	

令和7年度新規 農地中間管理機構関連農地整備事業

富山県 荒町地区 現況計画平面図

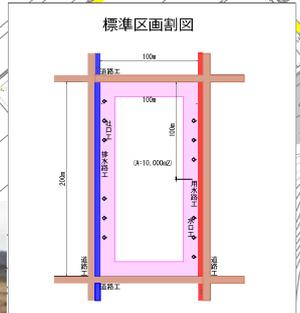
縮尺 1/2,000



狭小な区画



排水不良のほ場

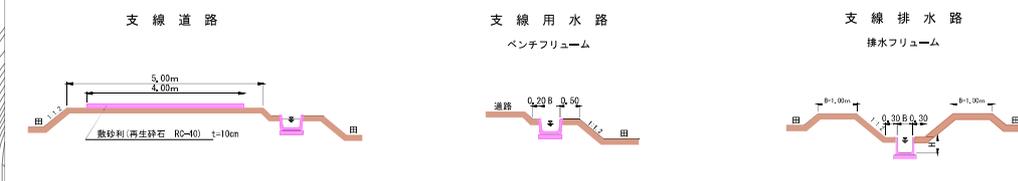


老朽化した用水路



幅狭な農道

標準断面図



凡例	記号	名称	備考
—		市町村界	
...		事業計画区域	
○		区画整理(田)	A=16.1ha
○		調整排水区域	A=8.3ha
■		宅地	
—		計画用水路	
—		計画排水路	
—		既設用水路	
—		既設排水路	
—		計画道路	
—		既設利用道路	
—		国道	
—		県道	
—		市道	
—		河川	

別紙—4

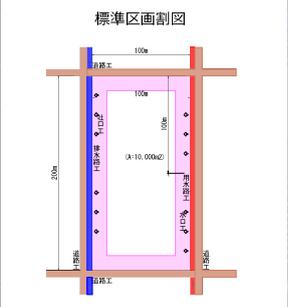
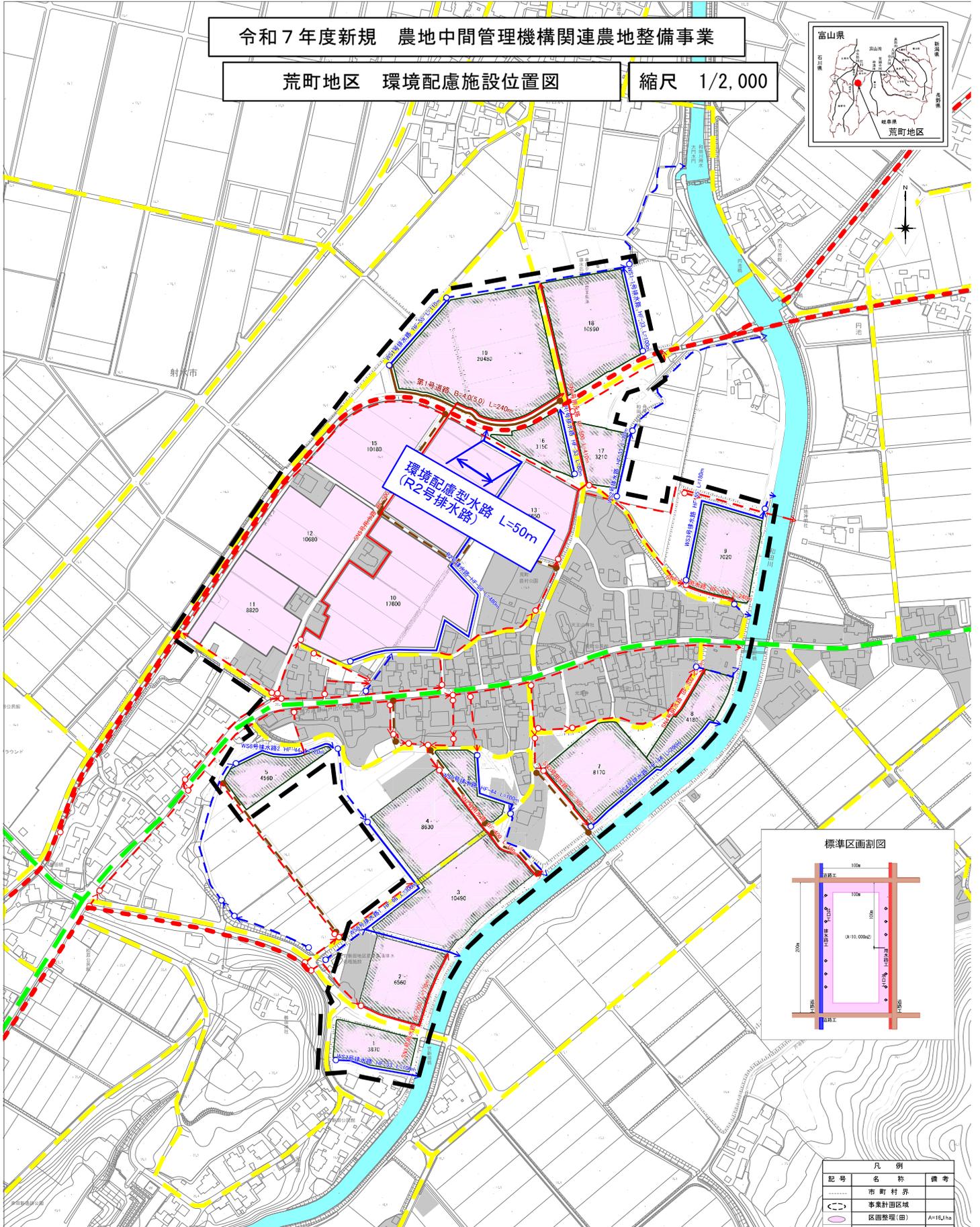
環境配慮調書（農地整備事業）

事業名		農地中間管理機構関連農地整備事業		県名	富山	地区名	荒町地区	市町村名	射水市
田園環境マスタープラン	市町村名	射水市			本地区における環境配慮の方法	施工上の配慮	極力、施工範囲を小さくするとともに、周囲における現存の動植物に配慮する。 施工機械は排出ガス対策型、低騒音対策タイプを使用し、周辺環境への影響が軽減されるよう努める。		
	特に配慮すべき動植物等	動植物	昆虫：ホタル 両生類：ホクリクサンショウウオ						
		その他（景観・文化財等）	櫛田神社、串田新遺跡			田園環境整備マスタープランとの整合性	本地区は、環境配慮区域に位置しており、工事の実施に当たっては、多様な生物の生息環境の維持を図るため、必要に応じて専門家の助言を得ながら、その影響の緩和を図るなど環境配慮に努める。		
	本地区での配慮・創造の区分	環境配慮区域							
本地区で配慮すべき動植物等	ドジョウをはじめとした水生生物			環境配慮部分の経済効果算定への反映	○（景観・環境保全効果） ・ 無				
調査した時期とその内容	令和6年9月18日、令和7年6月13日に生き物調査を実施。ドジョウ、ヌマエビ等が確認された。							環境情報協議会開催年月日	令和8年1月9日

令和7年度新規 農地中間管理機構関連農地整備事業

荒町地区 環境配慮施設位置図

縮尺 1/2,000



標準断面図



記号	名称	備考
---	市町村界	
...	事業計画区域	
...	区画整理(田)	A=16.1ha
...	調整排水区域	A=8.3ha
...	宅地	
...	計画用水路	
...	計画排水路	
...	既設用水路	
...	既設排水路	
...	計画道路	
...	既設利用道路	
---	国道	
---	県道	
---	市道	
...	河川	

NO 1

カワニナ



NO 2

ヤゴ



NO 3

トノサマガエル





NO 4

アメリカザリガニ

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----



NO 5

ヌマエビ

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

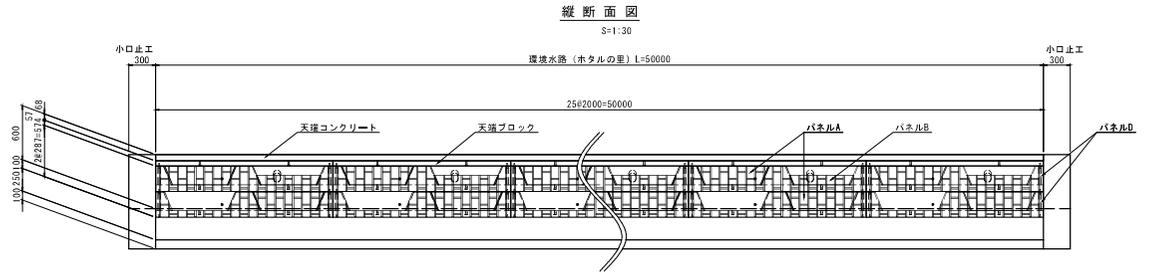
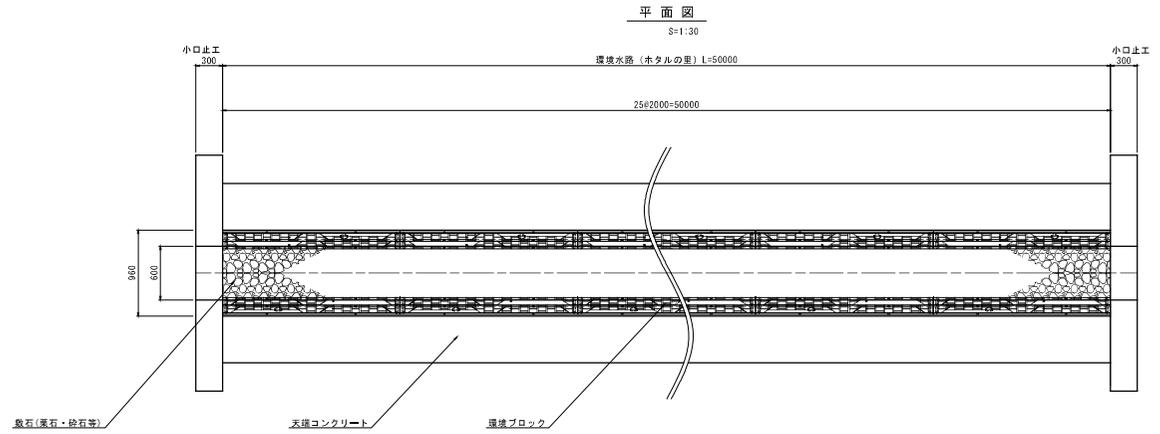
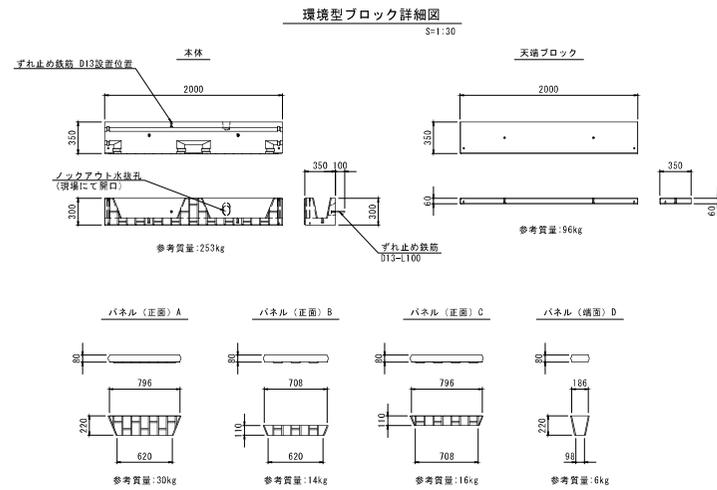
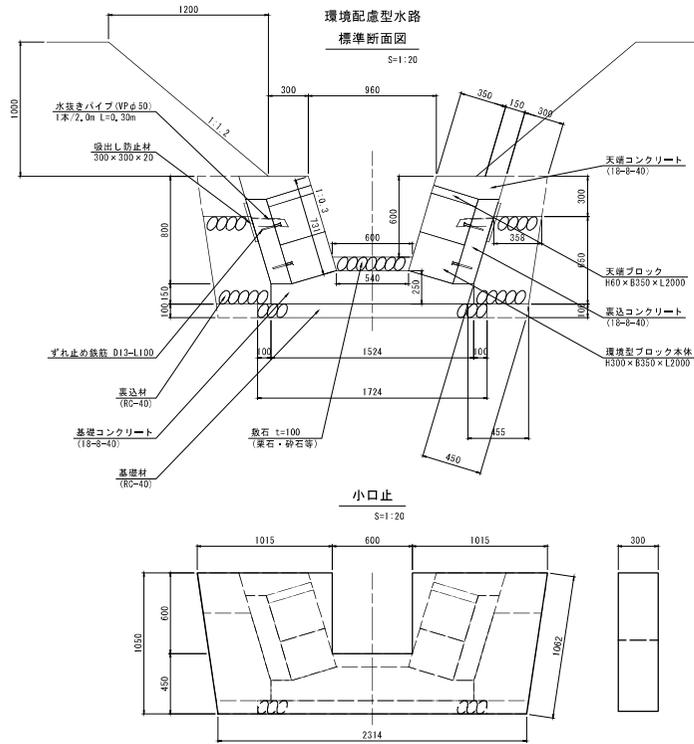


NO 6

シマドジョウ

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

# 環境水路構造図



設置パネル (10m毎)	2段目	D	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	D
1段目	-	-	A	-	A	-	A	-	A	-	A	-	A

※パネルの配置パターンは参考例であり、用途に応じて変更が可能です。

業務名	農地中間管理機構開灌農地整備事業 晃町1期地区		
図面名	環境配慮水路案		
作成年月日	令和 7年 5月26日		
縮尺	図示	図面番号	0A11-1613-0
会社名	株式会社 ケンチ		
承認	田中	作図	村田



## 環境検討概要地区調書

事業名	農業競争力強化農地整備事業	地区名 (所在地)	作道地区 射水市作道ほか地内
工期	着工 令和 7年度 完成 令和13年度	事業費	815百万円
主な 事業内容	<p>作道地区は射水市の中央部に位置し、南側に国道8号が通過し、西側に国道472号が通過する平地農業地域に展開する農地である。本地区の営農は水稻を基幹作物とした経営を展開している。昭和42年～43年にかけて団体営ほ場整備事業により30a区画に整備されたが、用排水路の老朽化により、営農に苦慮している。</p> <p>このため、本事業により農地の大区画化や用排水路の整備を行うことで、生産性の高い優良農地を確保するとともに、暗渠排水による汎用化整備を行い、高収益作物の作付を拡大し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>(受益面積 A=37.5ha)</p> <p>整地工 A=30.1ha          用水路工 L=4.36km          排水路工 L=2.10km          暗渠排水工 A=4.9ha</p>		
環境マスタープラン の位置付け	射水市田園環境整備マスタープランにおいては、本地区の施工箇所は環境配慮区域に位置付けられており、工事の実施に当たっては、多様な生物の生息環境の維持を図るため、その影響の緩和を図るなど環境に配慮することとされている。		
環境配慮の 実施方法	環境創造区域	環境配慮区域	
	—	① 極力、施工範囲を小さくするとともに、周囲における現存の動植物に配慮する。 ② 施工機械は排出ガス対策型、低騒音対策タイプを使用し、周辺環境への影響が軽減されるよう努める。 ③ 汚水（特にアルカリ性の汚水）が生息排水路に流れないように配慮する。 ④ ミナミアカヒレタビラの産卵期（4月～7月）は排水路の施工を避ける。 ※やむを得ず施工する場合は事前調査を実施する。	
配慮のための 施設	—	⑤ 計画水路の一部に穴あきフリュームを設置し、ミナミアカヒレタビラの産卵に必要な二枚貝の生息環境（水路底に土砂が堆積している環境）を確保する。	
環境配慮の 5原則	—	最小化…上記①、④、⑤ 影響の軽減/除去…上記②、③	

令和7年度新規 農業競争力強化農地整備事業 作道地区  
**現況計画平面図**

縮尺 1:2,500 (A1), 1:5,000 (A3)



排水路の劣化状況

記号	名称	備考
—	事業計画区域	
—	現況用水路	
—	現況排水路	
—	計画用水路	
—	計画排水路	
■	区画整理(畔倒し)	28.6ha
■	区画整理(基面整正)	1.5ha
■	暗渠排水	4.9ha



排水不良のほ場



漏水によるほ場の軟弱化



用水路目地からの漏水

工事名	農地整備 作道地区
図面名	現況計画平面図
作成年月日	令和 7年 6月
縮尺	S=1:2,500 図面番号 1 / 1
会社名	
事業者名	富山県高岡農林振興センター

事業名		農業競争力強化農地整備事業		県名	富山	地区名	作道地区	市町村名	射水市
田園環境マスタープラン	市町村名	射水市			本地区における環境配慮の方法	施工上の配慮	極力、施工範囲を小さくするとともに、周囲における現存の動植物に配慮する。 施工機械は排出ガス対策型、低騒音対策タイプを使用し、周辺環境への影響が軽減されるよう努める。 汚水（特にアルカリ性の汚水）が生息排水路に流れないように配慮する。		
	特に配慮すべき動植物等	動植物	植物：ミズオアイ 魚類：メダカ、ミナミアカヒレタビラ 昆虫：ホタル 両生類：ホクリクサンショウウオ			施設画上的配慮	ミナミアカヒレタビラの産卵期（4月～7月）は排水路の施工を避ける。※やむを得ず施工する場合は事前調査を実施する 計画水路の一部に穴あきフリュームを設置し、ミナミアカヒレタビラの産卵に必要な二枚貝の生息環境（水路底に土砂が堆積している環境）を確保する。		
		その他（景観・文化財等）	カモンパーク新湊、新湊博物館、高樹文庫			田園環境整備マスタープランとの整合性	本地区は、環境配慮区域に位置しており、工事の実施に当たっては、多様な生物の生息環境の維持を図るため、必要に応じて専門家の助言を得ながら、その影響の緩和を図るなど環境配慮に努める。		
	本地区での配慮・創造の区分	環境配慮区域			配慮内容の決定根拠	本事業に伴う環境配慮内容については、令和7年5月16日に専門家（希少生物保護監視員）と打合せを行う。また、射水市農業農村整備環境検討委員会にて、意見交換会を行う。			
本地区で配慮すべき動植物等	ミナミアカヒレタビラ			環境配慮部分の経済効果算定への反映	○（有）（景観・環境保全効果） ・ 無				
調査した時期とその内容	令和5年9月11日に生き物調査を実施。ミナミアカヒレタビラが確認された。			環境情報協議会開催年月日	令和8年1月9日				

令和7年度新規 農業競争力強化農地整備事業 作道地区  
環境配慮施設位置図

縮尺 1:2,500 (A1), 1:5,000 (A3)



西部第2号排水路

環境配慮型水路 L=80m  
(1号排水路)

凡例		
記号	名称	備考
—	事業計画区域	
—	現況用水路	
—	現況排水路	
—	計画用水路	
—	計画排水路	
■	区画整理(畔倒し)	28.6ha
■	区画整理(基面整正)	1.5ha
■	暗渠排水	4.9ha

工事名	農地整備 作道地区
図面名	環境配慮施設位置図
作成年月日	令和 7年 6月
縮尺	S=1:2,500 図面番号 1 / 1
会社名	
事業者名	富山県高岡農林振興センター

NO 1

ザリガニ



NO 2

フナ



NO 3

ミナミアカヒレタビラ



## 作道地区における環境配慮（対象：ミナミアカヒレタビラ）について

### 1. これまでの経緯

- 令和4年：事業実施にあたり、環境配慮について検討。地元への聞き取りにより、ミナミアカヒレタビラ（絶滅危惧Ⅰ類）の生息が判明。
- 令和4年10月：生き物調査を実施したが、ミナミアカヒレタビラは確認できず。
- 令和4年11月：川上氏（生活環境文化部自然保護課から希少生物保護監視員を委嘱）と協議。配慮工法についてアドバイスをもらうとともに、再度生き物調査を行うことに。
- 令和5年9月：保護監視員（西尾氏）同行のもと、生き物調査を実施。ミナミアカヒレタビラの生息を確認。改めて配慮工法についてアドバイスをもらう。
- 令和7年5月：ミナミアカヒレタビラへの配慮工法について、保護監視員（西尾氏）と協議。

#### ミナミアカヒレタビラ（コイ目、コイ科）

※レッドデータブックとやまの絶滅危惧Ⅰ類、富山県指定希少野生動植物に指定

- ・形態：成魚は8 cm程度
- ・生態：イシガイなどの二枚貝に産卵する。
- ・生息環境：二枚貝の生息する流れの緩やかな河川や排水路に生息する。
- ・産卵期：4月～7月

### 2. 配慮工法について

○保護監視員から以下のアドバイスをいただいた。

- ・生息が確認された1号排水路は、流速が遅く、雨が降ると水位が上がると想定される。ミナミアカヒレタビラは、流速が遅い止水を好み、元々は氾濫原（氾濫しやすいところ＝水位の上下が激しい）に生息していたため、当該水路が好ましい環境であったと推察。
- ・本地区の場合、主な住処は西部第2号排水路（本地区下流の幹線排水路）と考えられるため、調査にてそのことが確認できれば、最悪、環境配慮施設なしでも構わないと思慮。
- ・一方で、環境配慮施設を設置するのであれば、ミナミアカヒレタビラが見つかっており、水量の多い1号排水路の下流側で設置するのが望ましい。
- ・ミナミアカヒレタビラは二枚貝（イシガイ、ドブガイ等）に産卵する。水路底をコンクリートにすると産卵に必要な二枚貝が生息できないため、水路底に土が堆積する環境が望ましい。
- ・ミナミアカヒレタビラの産卵期（4月～7月）の施工は避けるとともに、施工中にミナミアカヒレタビラや二枚貝（イシガイ、ドブガイ等）が見つければ、同じ水系の別場所に移動させる。
- ・汚水（泥水以外）が生息排水路に流れないようにする。現場排水路の施工時に出るアルカリ性の汚水には特に注意する。

○本地区の環境配慮工法として、主に以下の2点を方針とする。

- ・二枚貝の生息環境（水路底に土が堆積する環境）を確保するため、穴あきフリュームを布設する。
- ・ミナミアカヒレタビラの産卵期（4月～7月）の排水路施工を避ける。



採捕箇所（1号排水路）



ミナミアカヒレタビラ



完成イメージ



現況写真

対象: 第1号排水路

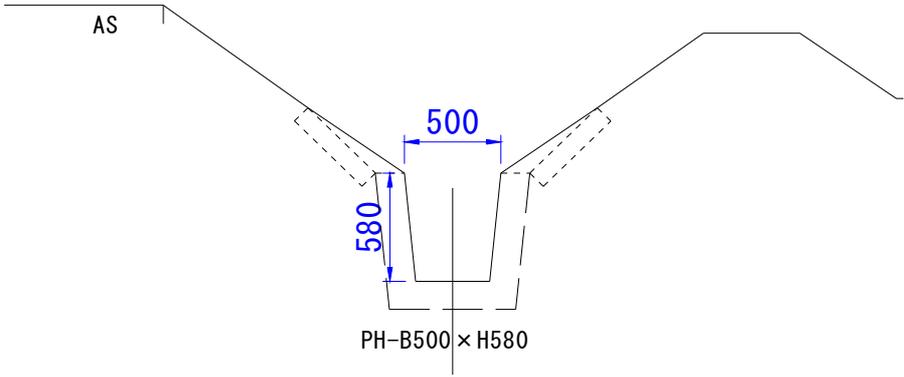
構造: PH-B500 × H580



現況写真

対象: 第1号排水路

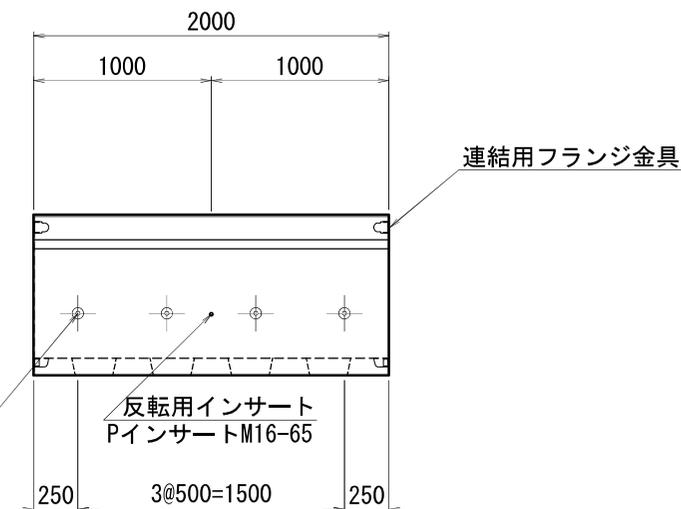
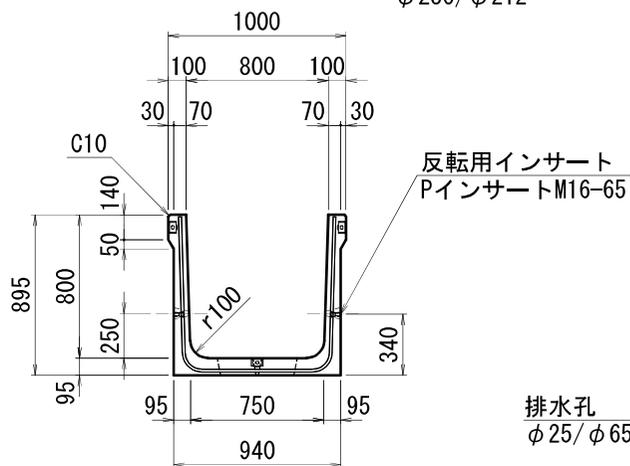
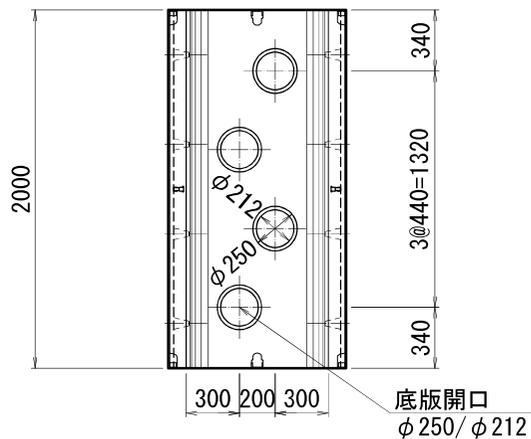
構造: PH-B500 × H580



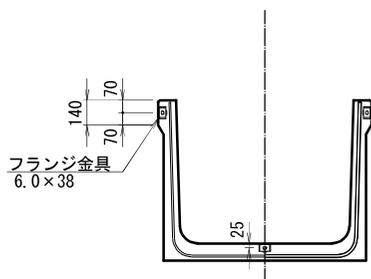
標準断面図

対象: 第1号排水路

構造: PH-B500 × H580



ジョイント部詳細図



付属品

名称	規格	数量
フランジ金具	6.0×38	6
Pインサート	M16-65	2
ボルト	3分-32	3
ナット	3分	3
ワッシャ	3分用	6
スプリングワッシャ	M10用	3

吊り具

名称	規格	数量
ハンテンダー	M16用	2

製品名	富山県統一型フリーム改良型		
種類	Ⅱ種	タイプ	排水
サイズ	H800×B800×L2000		
張出し	0		
連結方法	ボルト連結 側壁天端側面4ヶ所 底版中央2ヶ所		
参考質量	1,066 kg/2.0m		
注記	底版開口 φ250/φ212×4ヶ所		

図面名	フリーム製品図		
作成年月日	令和 7年 6月 3日		
縮尺	S=1:30 (A3)		
図面番号	GWS-1500-0 (1)		
会社名	株式会社 ケンチ		
承認	田中	作図	村田

令和8年度新規採択希望

基盤整備促進事業（水利施設整備事業）作道東部地区

環境配慮調書

令和8年度新規採択希望

環境配慮調書（基盤整備促進事業〔水利施設整備事業〕）

事業名		基盤整備促進事業（水利施設整備事業）		県名	富山県	地区名	つくりだす 作道東部	市町村名	射水市
田園環境整備 スタープラン	市町村名	射水市			本地区における環境配慮の方法	施工上の配慮	動植物等の保全を考慮しながら、施工する。 低騒音及び排出ガス対策型建設機械等を使用し、工事中の濁水流出防止に努める。		
	特に配慮すべき動植物等	動植物 (現地・文献調査)	スナヤツメ、メダカ等				施設計画上の配慮	-	
		その他 (景観・文化財等)	集落の屋敷林			田園環境整備 マスタープランとの整合性		本地区は、環境配慮区域となっており、農業・農村の有する多面的機能を十分に考慮して、自然環境の保全・創出・再生・歴史的・文化的遺産の保全を考慮し、地域と調和した整備を行うこととしている。  上記方針に基づき、農業農村整備事業に取り組む。	
	本地区での配慮・創造の区分	環境配慮区域							
本地区で配慮すべき動植物等	特になし			配慮内容の決定根拠	本事業に伴う環境配慮内容については、射水市農業農村整備環境検討委員会にて、意見交換会を行う。				
調査した時期とその内容	令和7年7月3日 別紙参照			環境配慮部分の経済効果算定への反映			有（算定効果名称） ・ 無		
				環境情報協議会開催年月日			令和7年 月 日		

## 環境検討概要地区調書

事業名	基盤整備促進事業 (水利施設整備事業)	地区名 (所在地)	作道東部 射水市 殿村 地内
工期	着工 令和8年度 完成 令和8年度	事業費	90百万円
主な 事業内容	揚水機 3台 (水中ポンプ) Φ300×15kW		
環境マスター プランの 位置付け	射水市田園環境整備マスタープランにより作道東部地区は、「環境配慮区域」に位置づけられている。 この地域は市の中央部に位置する郊外地域であり、地域東側には下条川が流る田園地帯である。		
環境配慮の 実施方法	環境創造区域	環境配慮区域	
		①低騒音及び排出ガス対策型建設機械等を使用し、工事中の濁水流出防止に努める。	
配慮のため の施設			
環境配慮の 5原則		影響の軽減／除去……上記①	

## 基盤整備促進事業 作道東部（補足説明）

### 事業概要

本計画施設は、平成8年に県営ため池等整備事業新湊地区に整備された揚水機である。  
本施設は、耐用年数の経過により、揚水量が低下し維持管理に苦勞している。  
このため早急に更新し維持管理費の節減を図るものである。

### 1 農業農村環境整備計画

射水市は、平成20年3月に田園環境整備マスタープランを策定した。作道東部地区は本計画の中で環境配慮区域に位置づけられている。

### 2 当該地域の環境評価

#### 1) 自然環境

本地区は、市の中央部に位置する平坦な農地で、二級河川下条川が東側に流れている。農地が主で住宅団地、集落が形成されている。本事業は基盤整備促進事業の揚水機施設整備であり地域に希少動植物の生息もなく環境に与える影響は少ない。

#### 2) 社会環境

本地区は、水稻を中心とする農業を展開している。  
しかしながら、本市の農業をとりまく情勢は厳しく、都市化の進展に伴う農用地の減少と生産環境の悪化、さらには基幹労働力の他産業への流出による後継者不足と高齢化の進展等、農業生産そのものに大きな影響が表れるなど厳しさを増している。

#### 3) 生産環境

本地区は、農業農村活性化計画に従い認定農業者により生産性の高い低コスト化農業の確立を目指す取り組みが行われている。

### 3 環境配慮との整合性

平成13年度に土地改良法の改正により農業農村整備事業においては、環境との調和に配慮することが規定され、農家及び地域住民が一体となり、有識者等の意見を参考にしながら、環境配慮について取り組まなければならない。

令和8年度新規

団 体 営 基 盤 整 備 促 進 事 業  
(水利施設整備事業)  
作 道 東 部 地 区

生 き も の 調 査  
報 告 書

令和 7年 7月

# 目 次

調 査 位 置 . . . . .	1
調 査 日 . . . . .	1
目 的 . . . . .	1
調 査 位 置 図 . . . . .	1
調 査 内 容 . . . . .	2
調 査 方 法 . . . . .	2
確認され植物の種類 . . . . .	3
水質調査 (pH) 調査箇所 . . . . .	5
水質調査 (COD) 調査箇所 . . . . .	5
バックテスト . . . . .	6
調 査 結 果 . . . . .	7

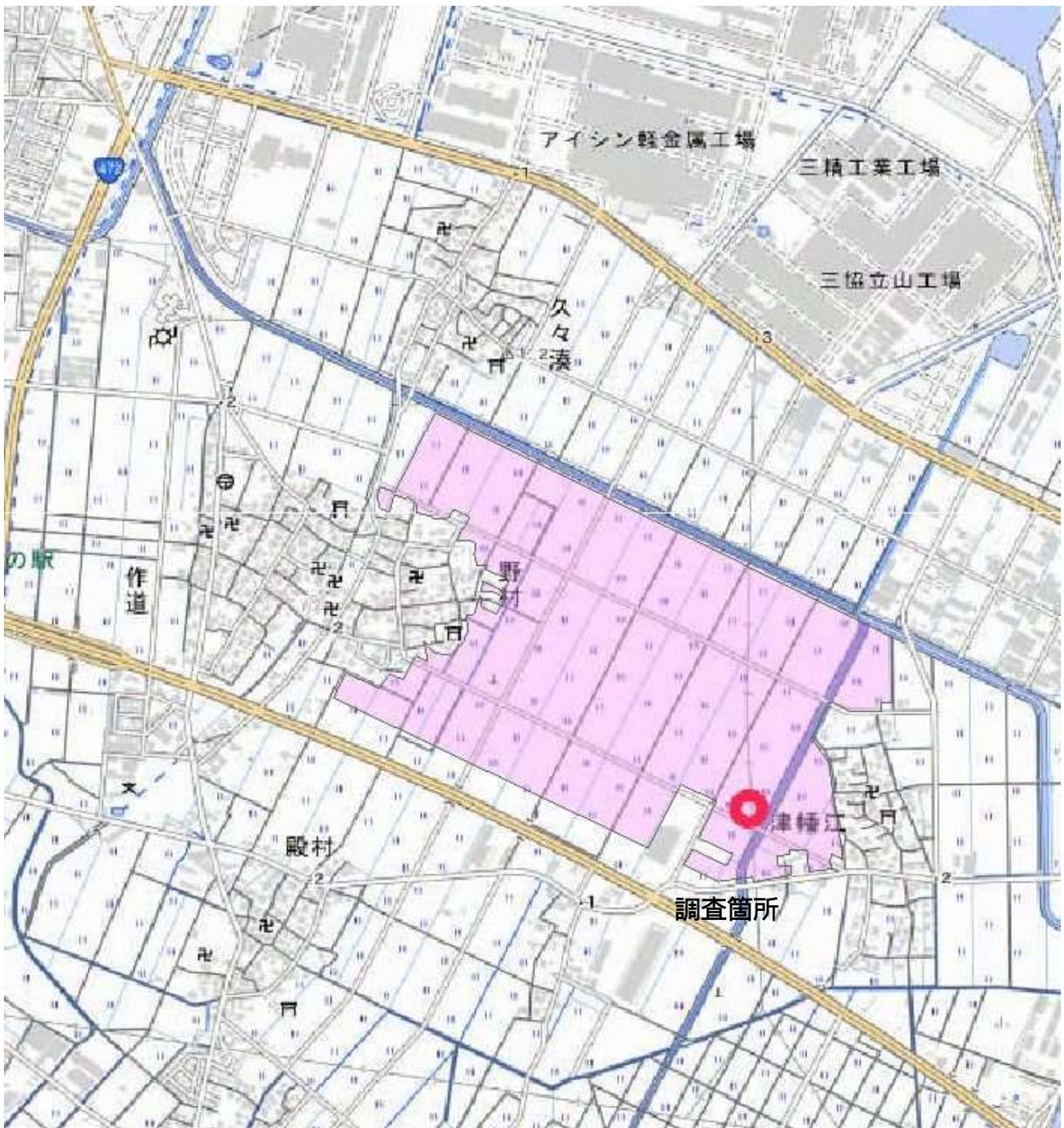
# 作道東部地区「生きもの調査」

調査位置：射水市 殿村 地内

調査日：令和7年7月3日（木）

目的： 基盤整備促進事業（水利施設整備事業）作道東部地区の揚水機場の取水口付近に生息している生きもの調査を行い、事業計画における環境配慮施設の実施方法を検討して、生態系の保全を図るものである。

## 調査位置図



- 調査内容： (1) 小動物調査 淡水魚、水生生物等  
(2) 植物調査  
(3) 水質調査
- 調査方法： (1) 小動物 タモ網による捕獲  
(2) 植物 目視による確認  
(3) 水質 パックテストによるpH、COD測定

#### 捕獲作業状況



#### 捕獲生物の確認状況

今回の調査では、小動物は確認できなかったが、アマガエルは田園地帯のため、生息していると考えられる。

確認された植物の種類



ナヨクサフジ

確認された植物の種類



ハルジオン

# 調査箇所

## 水質調査 (pH)



pH 7.0 (水温25.5度)

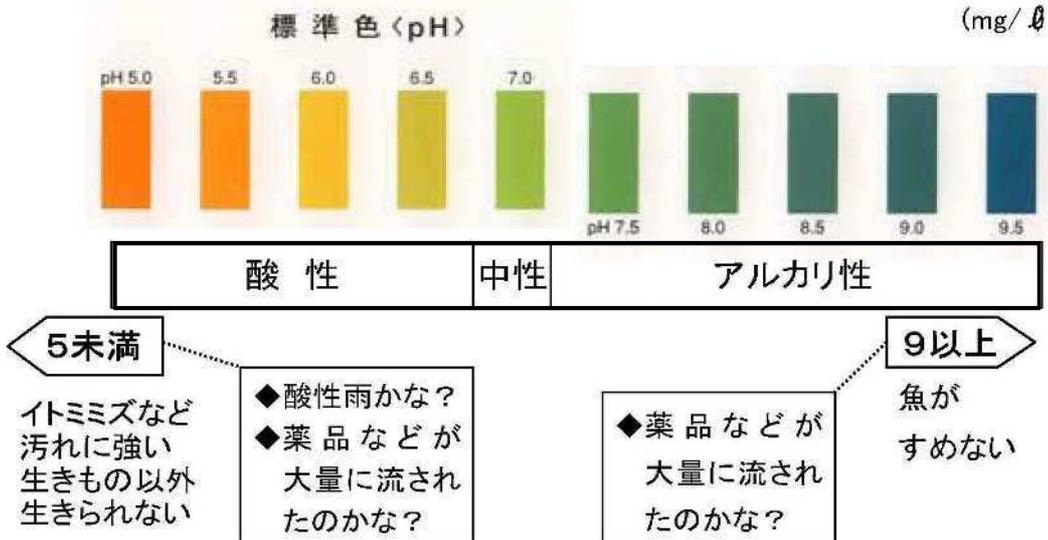
## (COD)



COD 4mg/L (水温25.5度)

## パックテストの数値からわかること

**pH** (ペーハーまたはピー・エイチ) 水の酸性度を測る

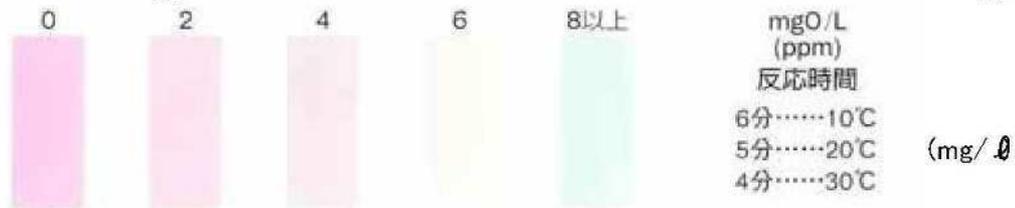


**COD** 水の中の有機物(生物から出る汚れ)の量を測る

水中に大量の有機物(汚れ)があると、それが分解されるときに大量の酸素が消費され、水が酸欠となり、魚が死ぬことがあります。

注意: 「8以上」のときは、希釈してやり直してください。

2倍にするには: 同量の水道水で薄め、出た数字を2倍に。  
3倍にするには: 2倍の水道水で薄め、出た数字を3倍に。



きれいな水	やや汚れた水	汚れた水(下流)	10以上: とても汚れた水(魚がすめない)
-------	--------	----------	--------------------------

### ■CODの基準

水の状態	COD (mg/ℓ)	具体的な例
きれいな水	1以下	ヒメマスがすめる。 気持ちよく散歩することができる。
少し汚れた水	3以下	サケ、アユがすめる。 水に入って遊ぶことができる。
汚れた水	5以下	コイ、フナがすめる。 農業用水に使うことができる。
大変汚れた水	8以下	日常生活で不快を感じない程度

# 調査結果

## 施設状況

本計画揚水機場は、平成8年に県営ため池等整備事業で築造され、造成より29年が経過し、標準的な整備周期である15年を超過している。また近年、揚水量の低下や電動機の絶縁抵抗値低下という兆候があり、不意な故障から営農活動への支障を未然に防止したい。

## 小動物

調査の結果、小動物であるアマガエル及び、淡水魚は確認できなかった。（一般的にカエルは田園地帯に生息している。）

## 植物

調査の結果、植物類はナヨクサフジ、ハルジオンの植物が確認でき、繁殖している状況である。

## 水質(pH)

調査の結果、pH7.0であり本地区のpHは中性である。

## 水質(COD)

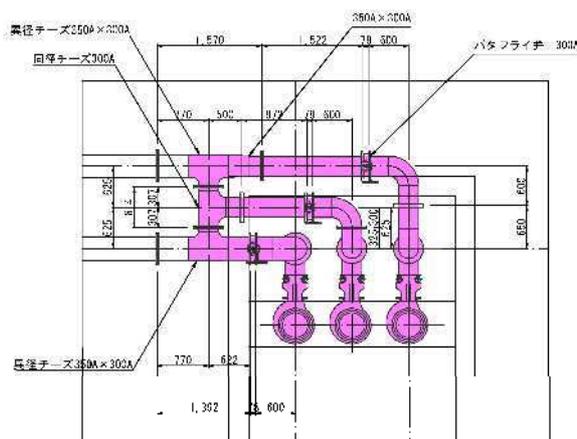
調査の結果、4mg/Lであり、水質はやや汚れているが、問題はない。

## 環境配慮対策工法

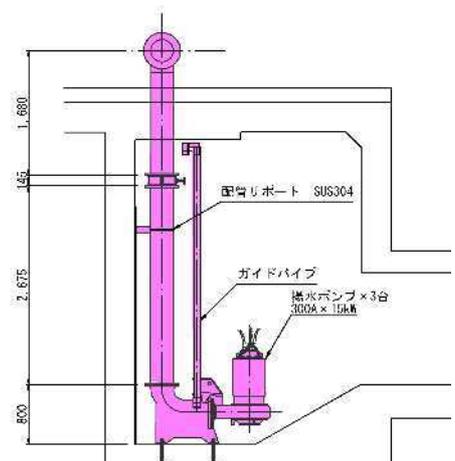
本地区の生きもの調査の結果、今回の調査では小動物は確認できなかったが、一般的な田園地帯であり、カエルは生息している状況であり、また、植物についても河川敷等多様な植物が繁茂していることから、工事中の濁水流出防止を行う等、生態系の保全を図る。

今回は、揚水機の更新整備のため、環境配慮施設は検討しない。

平面図



断面図



斜流水中ポンプ 3台  
ポンプ要項 : 0.1m<sup>3</sup>/min × 5m  
Φ300mm × 15kW

令和8年度新規採択希望

# 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）

## 射水第3期地区（本江）

### 環境配慮調書

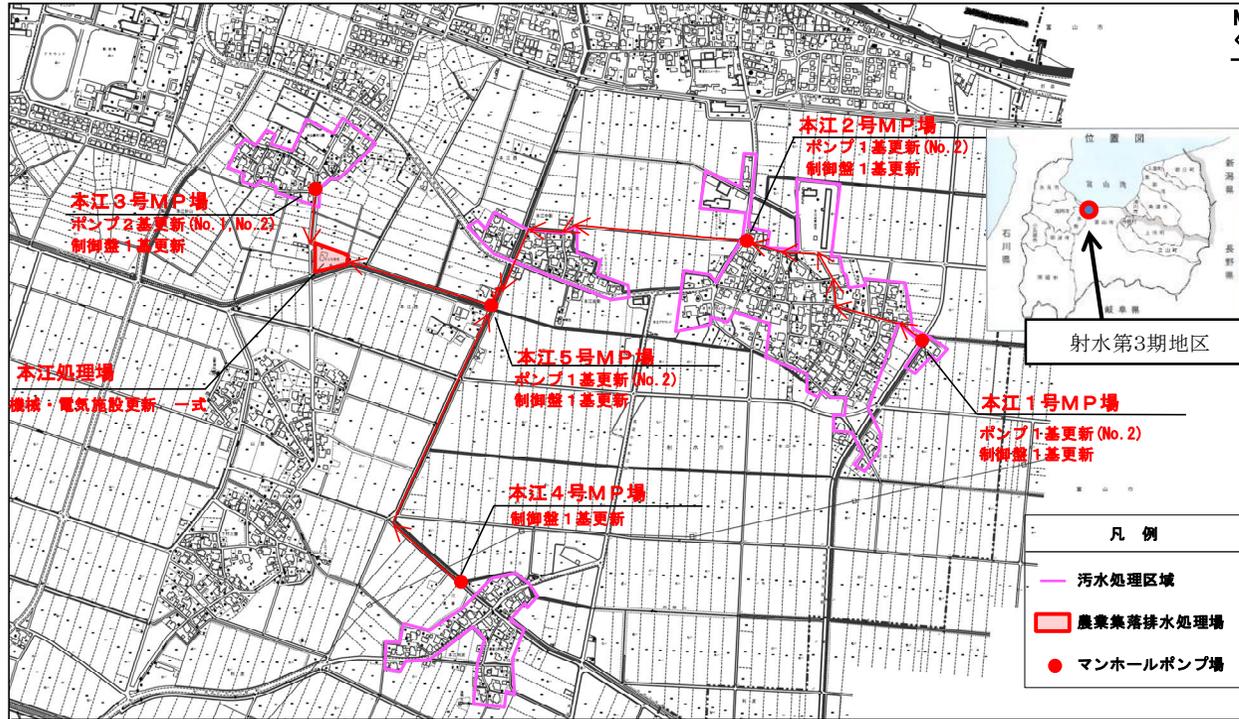
## 環境検討概要地区調書

事業名	農村整備事業 (農業集落排水施設整備 事業)	地区名 (所在地)	射水第3期地区 (射水市本江地内)
工期	着手 令和8年度 完成 令和9年度	事業費	89百万円
主 な 事業内容	<p>射水第3期地区の汚水処理施設は、農村総合整備モデル事業で整備され、当該地区の生活雑排水の処理を行っている。平成7年の供用開始後30年余りが経過し、機械・電気設備等が老朽化し、故障が頻発している。</p> <p>このため本事業において、最適整備構想及び維持管理適正化に基づき機能保全対策を行うことで、維持管理費の節減を図り併せて環境の維持・保全を行うものである。</p> <p>汚水処理施設更新 (受益面積 A=24.0ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理施設 1箇所 機械設備・電気設備更新</li> <li>・中継ポンプ施設 5箇所 機械設備・電気設備更新</li> </ul>		
環境マスタープランの位置付け	<p>射水市田園環境整備マスタープランにおいては、環境配慮区域に位置し、工事の実施に当たっては、多様な生物の生息環境の維持を図るため、その影響の緩和を図るなど環境に配慮することとされている。</p>		
環境配慮の実施方法	環境創造区域	環境配慮区域	
	—	<p>① 地域環境に配慮し、施工機械は排出ガス対策型・低騒音タイプを標準として使用する。</p> <p>② 処理施設の工事の実施に当たっては、現在の敷地内での作業とし、周囲における現存の動植物に配慮する。</p>	
配慮のための施設	—	<p>敷地内の植樹等の管理を行い、環境配慮に努める。</p>	

事業名		農村整備事業 (農業集落排水施設整備事業)		県名	富山	地区名	射水第3期地区 (本江)	市町村名	射水市
田園環境マスタープラン	市町村名		射水市		本地区における環境配慮の方法	施工上の配慮	①地域環境に配慮し、施工機械は排出ガス対策型・低騒音タイプを標準として使用する。 ②処理施設の工事の実施に当たっては、現在の敷地内での作業とし、周囲における現存の動植物に配慮する。		
	特に配慮すべき動植物等	動植物	カエル等の両生類				施設計画上の配慮	施設の敷地内の植樹等の管理を行い、環境配慮に努める。	
		その他 (景観・文化財等)	—			田園環境整備マスタープランとの整合性		本地区は、環境配慮地区となっており、工事の実施に当たっては、多様な生物の生息環境の維持を図るため、必要に応じて専門家の助言を得ながら、その影響の緩和を図るなど環境配慮に努める。	
	本地区での配慮・創造の区分		環境配慮区域				配慮内容の決定根拠	本事業に伴う環境配慮内容については、射水市農業農村整備環境検討委員会にて、意見交換会を行う。	
本地区で配慮すべき動植物等		カエル等の両生類		環境配慮部分の経済効果算定への反映		有 (算定効果名称) ・ 無			
調査した時期とその内容		無し		環境情報協議会開催年月日			平成28年9月27日		

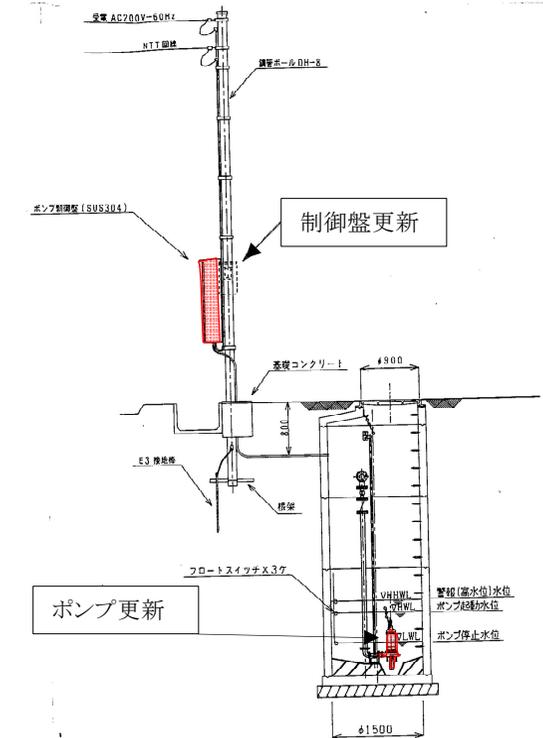
# 農業集落排水施設整備事業 射水第3期地区

〈位置図〉



〈中継ポンプ施設 更新図〉

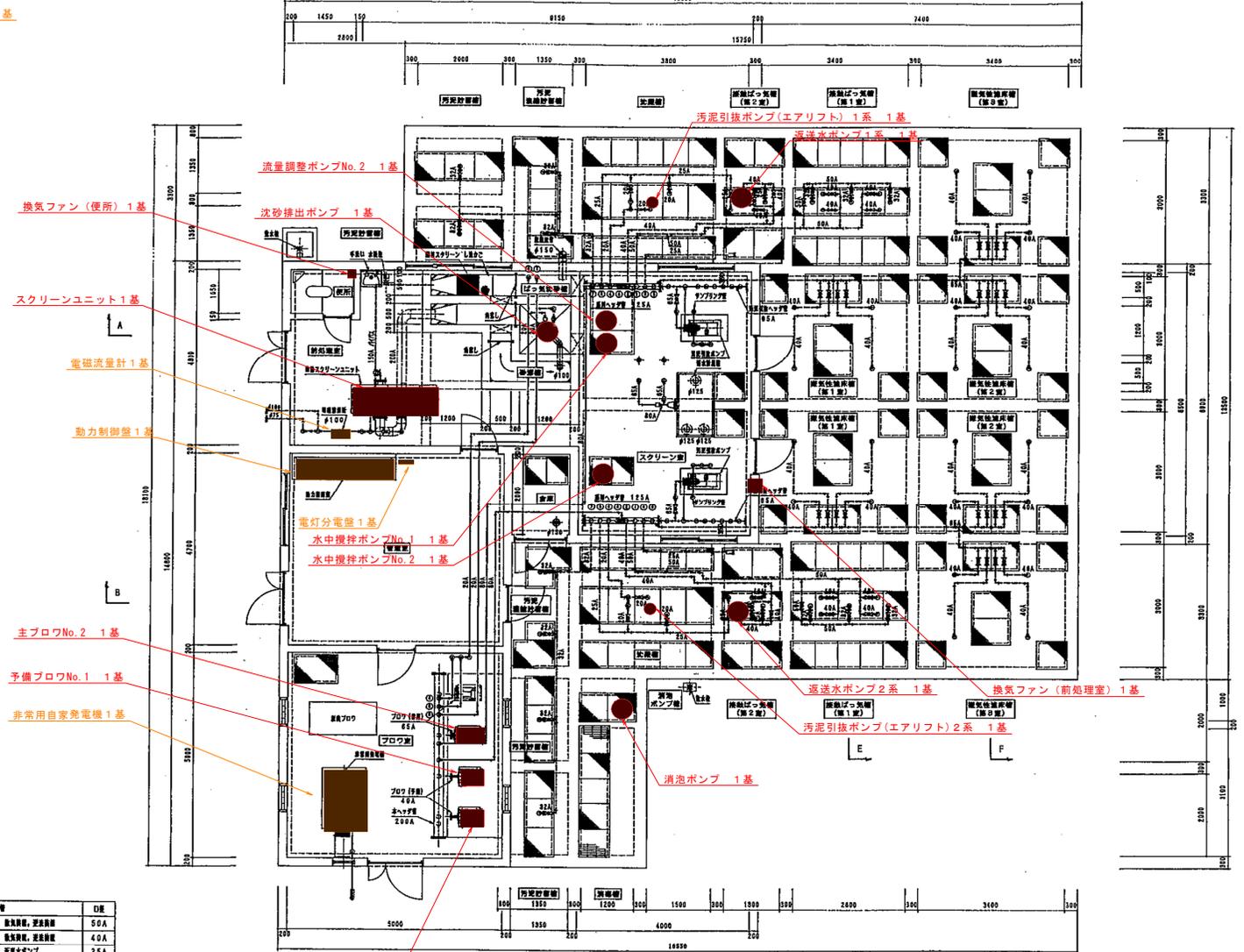
本江1号～5号マンホールポンプ場



# 農業集落排水施設整備事業 射水第3期地区

〈汚水処理施設 更新図〉

引込計器盤1基  
(屋外)



電気設備  
機械設備

記号  
1. 点検記号はVPとする。  
2. 入換記号はSUS304とする。

記号	電気設備	仕様
①	送水ポンプ(第1系)	電気設備, 送水設備 50A
②	送水ポンプ(第2系)	電気設備, 送水設備 40A
③	スクリーンユニット	電気設備, 2.5A
④	汚泥引抜ポンプ	20A
⑤	びっろろ装置	電気設備 20A
⑥	沈砂排出ポンプ	20A
⑦	汚泥攪拌ポンプ	電気設備 32A
⑧	電気制御盤	電気設備 65A
⑨	電灯分電盤	25A
⑩	ドレン	20A

1階平面図 s=1/50

農村総合整備モデル事業  
新築地区(本江処理区)

図面の名称	図面番号
設備平面図(1/4) s=1/50	M-01
測量	平成 年 月 日 図丁
設計	
製図	
図検	

図面番号(1/4)

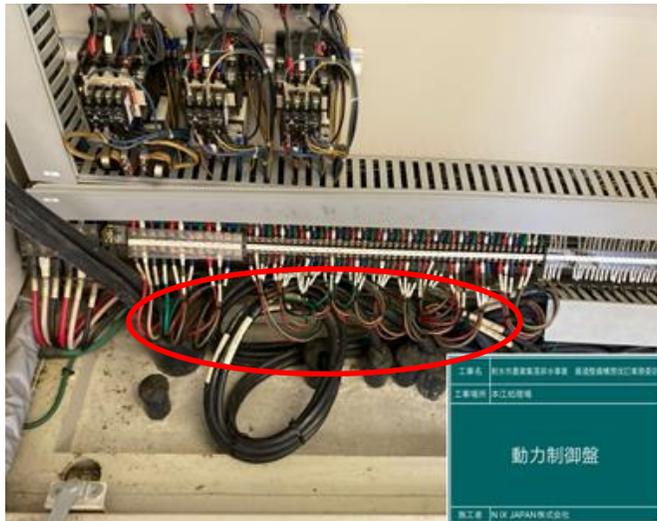
# 農業集落排水施設整備事業 射水第3期地区 現況写真



本江処理場



本江処理場  
スクリーンユニット 劣化状況  
し渣除去不能



本江処理場  
動力制御盤 劣化状況  
硫黄系ガスによる変色有り



本江2号マンホールポンプ  
No.2ポンプ 劣化状況  
ポンプ本体に裂傷有り

射水市田園環境整備マスタープラン・ゾーニング



議案第2号  
農業競争力強化整備事業／作道地区

ミズアオイとメダカ  
の里

下村水郷の里

議案第4号  
農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)／射水第3期地区

議案第3号  
基盤整備促進事業(水利施設整備事業)／作道東部地区

庄川河川敷

鴨川の湧水地帯

榎田神社

薬勝寺池

ホタル生息地

女池・中堤池

あじさい園

ホクリクサンショウウオ生息地

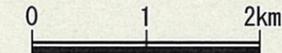
ホタル生息地

主要地方道富山戸出小矢部

議案第1号  
農地中間管理機構関連農地整備事業／荒町地区

ゾーニング図

	田園緑住ゾーン
	里山自然ゾーン
	環境配慮区域
	環境創造区域
	希少な植生等
	北陸新幹線予定ルート
	令和7年度新規事業着手予定地区
	主要地方道富山戸出小矢部線



平成17年10月1日現在  
射水市都市整備部  
都市計画課

## 射水市農業農村整備環境検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき、「農村環境計画」又は「田園環境整備マスタープラン」に即した農業農村整備事業の「環境との調和への配慮」を図る観点から、農業農村整備事業における環境との調和への配慮に関する事項について検討するため、農業農村整備環境検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業計画における環境との調和への配慮の検討に関すること。
- (2) 環境との調和への配慮に関する地域合意形成等を図るための地区関係者からの意見聴取に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業農村整備事業の環境との調和への配慮を図るために必要な事項。

## (組織)

第3条 委員会は、学識経験者、関係行政機関、市職員等のうちから市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議を進行する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、原則としての公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
  - (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
  - (2) 射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業経済部農林水産課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。